保護者の皆様へ

武蔵村山市立第一中学校長

児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第19条により医師が感染の恐れがないと認めるまで、出席停止をさせることができるようになっております。このため、登校するときは、右の証明書を学校に提出してください。保護者のみの受診で証明書を発行していただくことはできません。

学校感染症名		登校停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）を除く）※	発症後５日（発熱の翌日を１日目として）を経過し、かつ解熱後２日（幼児は３日）を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症※	発症後５日（発熱の翌日を１日目として）を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退後２日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医・その他の医師において登校に支障なしと認められるまで
	その他の感染症（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、Ａ型肝炎、Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎）	

※　令和７年度以降、インフルエンザ及び新型コロナウイルスについては登校登園許可証の提出は不要です。

（2025.４改訂）

切り取って提出してください

登校・登園許可証明書

学校名　　武蔵村山市立第一中学校

年　　組　　氏　名

※この枠内は保護者の方がご記入ください

《病名》　第一種感染症及び第三種感染症は、下記病名欄に記入してください。
第二種感染症は、下記のうち該当するものを丸で囲んでください。

第一種感染症　（病名　　）

第二種感染症

・百日咳　　・麻しん
・流行性耳下腺炎　　・風しん
・水痘　　・咽頭結膜熱
・結核　　・髄膜炎菌性髄膜炎

第三種感染症　（病名　　）

本日の診察の結果、上記疾病は、（　治癒　・　軽快　）しましたので、
年　　月　　日　から登校・登園を許可します。

年　　月　　日

医療機関住所

医療機関名

医師氏名　　印